

# 四街道市第7回農業委員会議事録

令和4年10月11日(火)

## 第7回農業委員会総会会議次第

日時： 令和4年10月11日  
午後 2時00分より  
場所： 福祉センター3階会議室1

### 1. 開 会

### 2. 議事録署名委員の指名

3番 佐藤 由美子 委員

5番 林田 静治 委員

### 3. 議 事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について

議案第3号 農業振興地域整備計画変更申請について

協議報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について

協議報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

協議報告第3号 農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について

協議報告第4号 農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について

協議報告第5号 転用事実確認証明願に対する専決処分について（第5条）

### 4. そ の 他

### 5. 閉 会

出席委員（14名）議席順

1番 梅 澤 久 史	2番 江 原 清
3番 佐 藤 由美子	5番 林 田 静 治
6番 井 岡 信 夫	7番 小 金 井 貞 夫
8番 細 野 裕 樹	9番 勝 山 高 治
10番 石 川 博 行	11番 佐 藤 慎 一
12番 中 村 礼 奈	13番 溝 口 貴 久
14番 橋 本 豊	15番 三 石 浩

欠席委員（0名）議席順

会議に出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	仲田 鋼太
局長補佐	渡辺 弘之
主任主事	酒井 哲也
主事	遅澤 瑞希

# 令和4年度第7回 定例農業委員会総会議事録

日時：令和4年10月11日（火）

午後 2時00分より

場所：福祉センター3階 会議室1

## 1. 開 会

○議 長（江原会長） 令和4年度第7回定例農業委員会総会を開会いたします。

## 2. 定数の確認と議事録署名委員の指名

本日の出席委員は14名ですので、会議規則第9条の規定により過半数を超えておりますので、会議の成立することをご報告いたします。

次に、本日の議事録署名委員3番佐藤由美子委員、5番林田委員をお願いいたします。

本日は傍聴者がおりませんことをご報告いたします。

## 3. 議 事

○議 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について」の整理番号1項から8項まで、及び議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について」の整理番号1項から4項までは関連がありますので、一括して説明したいと思います。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 1ページをお開き下さい。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可についての整理番号1項から4ページの8項まで及び、5ページの議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見についての整理番号1項から6ページの4項までは関連がありますので、一括して説明いたします。

本件は、令和4年11月10日まで一時転用が許可されている、営農型太陽光発電施設の更新申請です。

議案第1号の整理番号1項から4項までの3条につきましては、今回4回目の申請で、地権者4名のうち1名が平成29年8月1日に農地所有適格法人を設立し、当該法人に地権者4名が使用貸借権を設定し農地を貸し付ける為、申請が提出されたものです。

また、議案第1号の整理番号5項から8項までの3条につきましては、前回申請と同様に畑の上部にパネルを設置するために地上権を設定しなければならないことから、申請が提出されたものです。

また、議案第2号の整理番号1項から4項までの5条につきましては、前回申請と同様にパ

ネルを支える支柱及び変電施設などの設置の為、申請が提出されたものです。

申請地につきましては、農業振興地域内の10ヘクタール以上の農地が連担されているところですので、第1種農地と判断される所であり、例外を除いて転用できない農地ですが、農地法施行令第11条第1項のイにおいて「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供されるために行うもの」という規定及び農林水産省農村振興局長の通達により、農地に支柱を立てて営農を継続しながら上部空間に太陽光発電施設を設置する場合には、一時転用の許可が必要となるということから、例外規定の適用になると考えられ、一時転用が可能と判断される所です。

なお、この一時転用の期限は、作付したブルーベリーの単収が地域の平均的単収と比べて2割以上減少しているため、今回も前回同様1年間の一時転用となります。

次に、土地利用計画については、前回同様で議案第1号は、15筆で19,964平方メートル、議案第2号につきましては、太陽光発電施設の支柱及び変電施設等のみの一時転用のため、面積が65.58平方メートルです。なお支柱が2,060本、パネル数は6,972枚設置しており、発電量は1,812.72キロワットです。設備認定につきましては、平成27年12月に譲受人に認定がされております。

資金、信用、他法令関係につきましては前回同様で問題無いと思われれます。

位置につきましては15ページ及び16ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○議 長 議案第1号整理番号1項から8項まで及び議案第2号整理番号1項から4項までにつきまして、去る10月3日に第1班による事前調査会が行われております。班長の三石委員に説明をお願いします。

○三石委員 15番三石です。10月3日に第1班による事前調査会を行いました。内容につきましては、事務局から説明したとおりです。第1班としては、許可相当と判断いたしました。詳細につきましては、地区担当委員よりお願いいたします。

○議 長 地区担当の勝山委員、説明をお願いします。

○勝山委員 9番勝山です。三石班長が言われたとおりです。本人立ち合いの下、現場を見させてもらいました。草も奇麗に刈ってありました。収量は8割を目指しているとの事ですが、現状はまだ出荷に至っていないとのことです。本人も一生懸命やっている事を確認しました。

○議 長 議案第1号整理番号1項から8項まで、及び議案第2号整理番号1項から4項までにつきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問はございますか。

○議 長 橋本委員

○橋本委員 14番橋本です。農作物の収穫が悪いと、申請が1年毎になるだけなのですか。

○事務局 県としては、撤去する事もできるが、そこまでの事例は千葉県内ではありません。営農を継続していれば、1年更新で認めているのが現状です。

○議 長 橋本委員

○橋本委員 収量が上がらないとのことだが、違う品種や別の物に変えるなどの策はないのですか。

○議 長 現状の畑があまりいい状態ではないため作物ができない。このため、地上に成るもので比較的日陰でも大丈夫なのがブルーベリーだと当人は説明しています。計画では、太陽光パネルの設置会社が、収穫したブルーベリーは全て購入し社内で販売するので、どんどん作って下さいと言う話で始まったようです。

○議 長 橋本委員

○橋本委員 農業委員としては、農地を減らさないという前提に立っている。しかし、太陽光パネルを設置し併せて農作物を作るという事は、いわゆる転用した者勝ちという事にならないのですか。

○議 長 事務局

○事務局 このエリアは耕地整理が行われていなく、ここは耕作放棄地状態でした。今は、ブルーベリーを作っており、農地が増えたと考えています。

○議 長 他に質問はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第1号整理番号1項につきまして、許可として賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第1号整理番号1項につきましては、可決いたします。

○議 長 続けて採決を行います。

議案第1号整理番号2項につきまして、許可として賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第1号整理番号2項につきましては、可決いたします。

○議 長 続けて採決を行います。

議案第1号整理番号3項につきまして、許可として賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第1号整理番号3項につきましては、可決いたします。

○議 長 続けて採決を行います。

議案第1号整理番号4項につきまして、許可として賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第1号整理番号4項につきましては、可決いたします。

○議 長 続けて採決を行います。

議案第1号整理番号5項につきまして、許可として賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第1号整理番号5項につきましては、可決いたします。

○議 長 続けて採決を行います。

議案第1号整理番号6項につきまして、許可として賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第1号整理番号6項につきましては、可決いたします。

○議 長 続けて採決を行います。

議案第1号整理番号7項につきまして、許可として賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第1号整理番号7項につきましては、可決いたします。

○議 長 続けて採決を行います。

議案第1号整理番号8項につきまして、許可として賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第1号整理番号8項につきましては、可決いたします。

○議 長 次に、議案第2号整理番号1項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成される方の、挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第2号整理番号1項につきましては、可決いたします。

○議 長 次に、議案第2号整理番号2項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成される方の、挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第2号整理番号2項につきましては、可決いたします。

○議 長 次に、議案第2号整理番号3項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成される方の、挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第2号整理番号3項につきましては、可決いたします。

○議 長 次に、議案第2号整理番号4項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成される方の、挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第2号整理番号4項につきましては、可決いたします。

○議 長 次に、議案第2号の整理番号5項を議題とします。  
事務局の説明をお願いします。



○事務局 7ページをお開き下さい。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見についての整理番号5項についてご説明いたします。

申請地は、内黒田の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断される所です。

譲受人は、近隣地で中古自動車の輸出業等を営んでいますが、現在車両置場を所有しておらず、以前勤めていた兄の会社の自動車保管施設を使わせてもらっています。この度自社の運営基盤を整備し、今後の事業拡大のため、仕入れ車両の置き場が必要であると考えたとのことです。当該地は2,811平方メートルの畑で、普通自動車47台分の置き場として整備します。本社の近傍地であることから利便性が高く、高速道路の出入口にも近いことから、車両の移動にも便利であるとのことです。

周辺への被害防除ですが、敷地内は砕石を敷き転圧します。隣接農地との境界にブロックまたはコンクリート板を埋め込み、土砂の流出を防止します。用水は使用せず、雨水は敷地内自然浸透とします。

資金については、全て自己資金で賄うこととし、金融機関の残高証明書により確認しております。信用につきましては、過去に重大な違反行為はありませんでした。他法令関係ですが、埋立は行わないので、市の残土条例には該当いたしません。

位置につきましては、17ページ及び18ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○議長 議案第2号整理番号5項につきまして、去る10月3日に第1班による事前調査会が行われております。

班長の三石委員に説明をお願いします。

○三石委員 15番三石です。10月3日に事前調査会を行いました。内容につきましては事務局の説明のとおりです。第1班としては、許可相当と判断いたしました。詳細につきましては、地区担当委員よりお願いいたします。

○議長 続いて、地区担当委員は私なので説明いたします。

○議長 当該地は、東関道南側の側道に面した所です。北側は側道、南側には住宅が2件と道路、東側が山林、西側の隣地には畑があります。土地は真ん中が馬の背になっており、北側を車両置場として利用するそうです。南側は傾斜がきついため、コンクリート板を何列か埋め込み雨水を上手に浸透させたいとの説明でした。南側には2件の住宅があるので、しっかり対策をして迷惑の掛からないようにとお願いをしております。

○議長 議案第2号整理番号5項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問はございますか。

(質問・意見なし)

○**議長** 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第2号整理番号5項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成される方の、挙手を求めます。

(全員挙手)

○**議長** 全員賛成ですので、議案第2号整理番号5項につきましては、可決いたします。

○**議長** 次に、議案第2号の整理番号6項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 整理番号6項についてご説明いたします。

申請地は、大日の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されるところです。

譲受人は、譲渡人の実の娘で、近隣アパートの駐車場需要が見込まれることから、144.03平方メートルの畑に4台分の貸駐車場を整備するものです。申請地は申請者の隣地であることから、管理がしやすいとのことでした。

周辺への被害防除ですが、敷地内は砂利を敷き整地します。敷地外への雨水、土砂の流出は、既存ブロック等により防止します。

資金については、全て自己資金で賄うこととし、金融機関の残高証明書により確認しております。信用につきましては、過去に重大な違反行為はありませんでした。他法令関係ですが、埋立は行わないので、市の残土条例には該当いたしません。

位置につきましては、17ページ及び19ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○**議長** 議案第2号整理番号6項につきまして、去る10月3日に第1班による事前調査会が行われております。

班長の三石委員に説明をお願いします。

○**三石委員** 15番三石です。10月3日に事前調査会を行いました。内容は、事務局の説明のとおりです。第1班としては許可相当と判断いたしました。詳細につきましては地区担当委員よりお願いします。

○**議長** 続いて、地区担当は私なので説明いたします。

○議 長 場所は、申請者の住宅の南側にあります。その南側が道路、東側も道路、西側には親の宅地があります。二方が道路、二方が申請者と親の土地です。少し低くなっていますので、砂利を入れて転圧しても、雨水が外に流れる事はありません。

○議 長 議案第2号整理番号6項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第2号整理番号6項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成される方の、挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第2号整理番号6項につきましては、可決いたします。

○議 長 次に、議案第3号「農業振興地域整備計画変更申請について」の整理番号1項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 8ページをお開き下さい。

議案第3号 農業振興地域整備計画変更申請について

四街道市長より、農業振興地域整備計画の変更計画について、意見を求められたものです。

整理番号1項は、鹿放ヶ丘の畑1, 200.94平方メートルで、長屋住宅3棟を建設したいということで、農用地区域の除外の申出があったものです。

位置につきましては、17ページ及び20ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○議 長 議案第3号整理番号1項につきまして、去る10月3日に第1班による事前調査会が行われております。

班長の三石委員に説明をお願いします。

○三石委員 15番三石です。10月3日に事前調査会を行いました。内容は、事務局の説明のとおりです。第1班としては許可相当と判断いたしました。詳細につきましては地区担当委員よりお願いします。

○議 長 地区担当の佐藤慎一委員、説明をお願いします。

○佐藤慎一委員 11番佐藤です。事務局及び班長の説明のとおりです。補足しますと、除外申請の土地に一部砂利が敷いてありましたので、取り除いてもらいました。また、今回は農業振興地域の除外なのですが、除外後に行う農地転用の許可申請時には、この場所に水が溜まる所なので、排水計画をしっかりとるよう助言してあります。

○議 長 議案第3号整理番号1項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問はございますか。

○議 長 質問はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第3号整理番号1項につきまして、賛成される方の、挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第3号整理番号1項につきましては、可決いたします。

○議 長 次に、協議報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」

事務局の説明をお願いします。

○事務局 9ページをお開き下さい。

協議報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局処務規程第7条に基づき専決処分したのでご報告致します。

整理番号1項から10ページの整理番号4項までの4件です。いずれも市街化区域内の農地の所有権を有する者以外の者が、所有権の移転を受けて駐車場又は専用住宅に転用するという届け出です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議 長 次に協議報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」

事務局の説明をお願いします。

○事務局 11ページをお開き下さい。

協議報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、解約の通知がありましたので、報告いたします。

解約の理由につきましては、貸主の都合によるものです。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議長** 次に協議報告第3号「農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について」事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 12ページをお開き下さい。

協議報告第3号 農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について、千葉地方法務局より農地の転用事実に関する照会があったので、現地調査を行い、調査の結果を回答したので報告いたします。

整理番号1項につきましては、市課税課の資料により平成9年以前から宅地であったことを確認したため、非農地と回答いたしました。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議長** 次に協議報告第4号「農地法第5条許可に伴う工事の完了報告にについて」事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 13ページをお開き下さい。

協議報告第4号 農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について、工事完了報告書の提出がありましたのでご報告致します。

整理番号1項の駐車場への転用につきましては、9月7日に梅澤委員と事務局で現地を確認したところ、申請どおりに完了しておりました。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議長** 次に協議報告第5号「転用事実確認証明願に対する専決処分について（第5条）」事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 14ページをお開き下さい。

協議報告第5号 転用事実確認証明願に対する専決処分について、農地法第5条の許可処分に対する転用事実確認証明願の提出があったのでご報告致します。

13ページの協議報告第4号と同じ物件です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議 長 協議報告第1号から第5号について、事務局から説明がありました。  
質問はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、協議報告第1号から第5号は、終了いたします。

○議 長 以上で、本日の議案及び協議報告については、終了いたします。

#### 4. その他

○議 長 次に、その他に入ります。  
委員から何かございますか。

(ありません)

○議 長 事務局から何かありますか。

(ありません)

○議 長 次に、会議次第の裏面をご覧ください。

11月の開催予定については、事前調査会が11月1日の火曜日に、第2班の委員にお願い  
します。

また、総会が11月8日の火曜日の午後2時から、場所は福祉センター3階会議室1です。

農地相談日は11月1日を予定しておりますので、担当委員は、事務局から連絡がありましたら  
お願いします。

#### 5. 閉 会

○議 長 以上で、本日の日程はすべて終了致しましたので、会議を閉会します。

終了 午後2時37分

令和4年10月11日

農業委員会長

議事録署名委員

3番

5番